

甲賀市人権に関する総合計画素案 (検討用)

平成 28 年3月
甲 賀 市

第1章

計画の基本的な考え方

1. 国際社会と国内の動向

① 国際的な動向

国連では、昭和23年(1948年)『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした「世界人権宣言」を採択し、その後、世界人権宣言の趣旨を具現化するため、「国際人権規約」をはじめとする人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争やテロや迫害により尊い人命が奪われていることから、平成6年(1994年)の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、平成16年(2004年)12月末で終了を迎えましたが、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくため、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、平成17年(2005年)1月から平成19年(2007年)12月末までの第1フェーズでは「初等・中等教育制度」に焦点をあてた取り組みを進め、平成22年(2010年)1月から平成26年(2014年)12月までの第2フェーズでは、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置くこととされました。平成27年(2015年)1月から平成31年(2019年)12月までの第3フェーズでは、最初の2つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の10年」や「国際年」といった取り組みや12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。

② 国・県の動向

国においては、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じた人権教育の推進や重要課題への取り組みが示され、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

また、平成 12 年（2000 年）12 月に、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務として定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定し、平成 14 年（2002 年）3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されました。

同和問題については、昭和 40 年（1965 年）8 月に出された国の同和対策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権にかかる課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通してさまざまな人権問題の解決をめざす活動へと広がってきました。

滋賀県においては、平成 13 年（2001 年）4 月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成 15 年（2003 年）3 月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。この方針を総合的、計画的に推進する行動計画として、平成 23 年 3 月に、「滋賀県人権施策推進計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的、計画的に推進しています。

③ 甲賀市の動向

甲賀市（以下本市）では、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を平成 16 年（2004 年）12 月に策定し、平成 17 年（2005 年）11 月に「甲賀市市民憲章」、同年 12 月に「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」、平成 20 年（2008 年）4 月には、「甲賀市人権総合計画」、平成 20 年（2008 年）5 月に「甲賀市同和対策基本計画」、平成 21 年（2009 年）3 月に「甲賀市人権教育基本計画」を策定しました。

その後、これら 3 つの計画を基に、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「外国人」などに関する人権課題の解決に向けた施策、教育・啓発を推進してきました。

また、同和問題については平成 14 年（2002 年）3 月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効した後も、本市では自立に向けた事業や啓発活動とともに、住民交流を積極的に行うことにより、同和問題の理解とその解決に努めてきました。

2. 計画の策定の趣旨

近年では、多発する孤独死や自殺、さらには、子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、学校や職場等でのいじめ、人権を無視した雇用状況など私たちの周りにはいまだ解決されない様々な人権課題が存在しています。

また、経済情勢の悪化による子どもの貧困問題やスマートフォンの急速な普及に伴うインターネット等による人権侵害、性同一性障害者に対する人権侵害、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における被災者の方への人権侵害など、新たな課題も顕在化しています。

人権に関する課題は、複合的な問題が絡みあい複雑化しています。人権課題を解消するためには、市民一人ひとりの意識の向上を図ることが不可欠であり、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくことが求められます。また、市においても人権課題を解決するために庁内横断的な取組をさらに推進することが求められています。

しかしながら、人権尊重のまちづくりは、行政が取り組みを進め、市民・事業所がそれぞれの責任において行動することが必要です。平成 28 年度で「甲賀市人権総合計画」、「甲賀市同和対策基本計画」、「甲賀市人権教育基本計画」の計画期間が終了することから、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、市民、事業所、行政が、人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことをめざし、これら 3 つの計画を統合した、甲賀市の人権に関する総合計画を策定します。

3. 基本理念

「キャッチフレーズ _____ 」

私たちは人と人とのつながりの中で生きています。家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、私を私として認め、あなたをあなたとして認める、「あふれる愛」と希望に満ちたまちをめざします。

私たちがめざすまちの姿

-
-
-
-

4. 計画の位置づけ

本計画は、「甲賀市総合計画」に基づく計画として位置づけられ、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具体化していくことを目的として策定するものです。

計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定した関連計画及び甲賀市総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図ります。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に規定される地方公共団体の責務として、市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。

5. 計画期間

本計画の期間は、甲賀市総合計画と整合させ、平成 29 (2016) 年度から平成 40 (2027) 年度までの 12 年間とします。また、社会情勢の変化や甲賀市総合計画等を踏まえ、4 年ごとに見直しを行います。

第2章

人権尊重のまちづくりの推進

I 人権尊重のまちづくりのために

行政として・・・
事業所・市民として・・・

II 人権尊重のまちづくりの取組

1. 人権意識の高揚－教育・啓発－

1. 人権教育・啓発の基本的な考え方
2. 人権教育
3. 人権啓発

2. 相談・支援体制の充実

1. 相談窓口の充実
2. 相談機関の連携
3. 相談窓口のPR

III 個別課題への対応



女性

1. 現状と課題
2. これからの取組



子ども



高齢者



障がいのある人



同和問題



外国人



インターネットによる人権侵害



その他さまざまな人権問題等



第3章

推進体制

1. 庁内における推進体制

2. 県、他市町村、NPO等との連携
